

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和2年7月20日 09時13分ごろ
発生場所	関門港関門航路（砂津航路第2号灯浮標） 小倉日明防波堤灯台から真方位122° 1,500m付近 （概位 北緯33° 54.0′ 東経130° 54.1′）
事故の概要	油タンカーみさ丸は、停船して漂泊中、砂津航路第2号灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和2年7月20日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー みさ丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	140177、株式会社官正
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 灯浮標 やぐら部に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 西流約2.0ノット（kn） 早鞆瀬戸潮流最強時刻08時24分 南西流約4.9kn
事故の経過	<p>本船は、荷役を行う目的で、関門港下関区の岸壁を離岸して関門航路第21号灯浮標南方通過後、関門航路を横断しようと左転し、砂津航路第2号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）寄りに針路を向けて主機を半速力前進として南南西進した。</p> <p>船長は、右舷船首方に、本件灯浮標の南西方から関門港小倉区砂津航路に向けて東航しようとしている漁船（以下「本件漁船」という。）を視認し、船首方を通過させようとして主機を最微速、続いて中立運転としたところ、本件漁船が停止したので、主機を後進運転とし、本船を停船させたとき、右舷方約30～50mの本件灯浮標に気付いた。</p> <p>本船は、圧流されて本件灯浮標に接近していくので、船長が主機を前進運転として右舵一杯としたが、間に合わず、本件灯浮標に衝突した。</p> <p>船長は、本件漁船に接近中、本件灯浮標を右舷船首方約100mに見たところで主機を中立運転にした後、本件漁船を避航しようと操船に集中していたので、後進時まで本件灯浮標に注意を払っていなかった。</p>
分析	本船は、約2.0knの西流のある状況下、船長が、右舷船首方の本件

	<p>漁船を避航しようと操船に集中し、本件灯浮標の潮上約30～50mで停船したことから、圧流され、主機を前進運転として右舵一杯としたものの、間に合わず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、約2.0knの西流のある状況下、船長が、右舷船首方の本件漁船を避航しようと操船に集中し、本件灯浮標の潮上約30～50mで停船したため、本船が圧流され、主機を前進運転として右舵一杯としたものの、間に合わず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他船を避航する際は、その操船に集中し過ぎることなく、周囲の障害物などの状況をよく確認しながら行うこと。</li> <li>・ 潮流がある海域で、避航などの操船を行って停船する場合は、灯浮標などの障害物の潮上付近の場所を避け、圧流されても安全な場所にする。</li> </ul>